

		くい打設作業	びょう打等作業	破碎作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	建設物の解体・破壊作業
騒音	特定建設作業	くい打ち機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く)	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業 ¹	バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上)、ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く) ²	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)又は、アスファルトプラント(混練機が混練重量が、200kg以上のものに限る)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く)	
	基準値	85デシベル						
振動	特定建設作業	くい打ち機(もんけんを除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又は、くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業		ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業 ¹				鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 塗装版破碎機を使用する作業 ¹
	基準値	75デシベル						

作業時間	1号区域	午前7時～午後7時(コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前7時～午後9時 ³⁾)	適用除外項目	適用除外の要件 災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合 人の生命、身体 の危険防止作業 鉄道の正常運行確保に必要な場合 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合 変電所の変更工事で休日に行なう必要がある場合
	2号区域	午前6時～午後10時(コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前6時～午後10時 ³⁾)		
1日における延作業時間	1号区域	10時間以内		
	2号区域	14時間以内		
同一場所における連続作業時間	1号区域	6日以内		
	2号区域			
日曜・休日における作業	1号区域	禁止		
	2号区域			

1 作業地点が連続的に異動する作業にあつた場合は、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

2 低層音型建設機械は環境保全局ホームページ(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)に掲載しています。

3 道路交通法に規定する交通規制が行なわれている場合

1号区域 = 第1種、第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域 = 工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

4 基準の適用場所は、建設作業が行われている敷地境界線とする。